

平成 20 年第 8 回にかほ市議会定例会会議録（第 3 号）

1、本日の出席議員（ 24 名 ）

1 番	飯 尾 善 紀	2 番	佐々木 正 勝
3 番	市 川 雄 次	4 番	池 田 好 隆
5 番	宮 崎 信 一	6 番	佐 藤 文 昭
7 番	佐々木 正 明	8 番	小 川 正 文
9 番	伊 藤 知	10 番	加 藤 照 美
11 番	佐々木 弘 志	12 番	村 上 次 郎
13 番	菊 地 衛	14 番	佐々木 清 勝
15 番	榊 原 均	16 番	竹 内 賢
17 番	佐 藤 元	18 番	齋 藤 修 市
19 番	佐々木 平 嗣	20 番	池 田 甚 一
21 番	本 藤 敏 夫	22 番	佐々木 正 己
23 番	山 田 明	24 番	竹 内 睦 夫

1、本日の欠席議員（ な し ）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	佐 藤 文 一	局長補	佐 藤 谷 博 之
議事調査係長	佐 藤 正 之	主 査	佐々木 美 佳

1、地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長	横 山 忠 長	副 市 長	横 山 昭
教 育 長	三 浦 博	企 業 管 理 者	佐々木 勝 利
総 務 部 長	佐 藤 好 文	市 民 部 長	齋 藤 隆 一
健康福祉部長	笹 森 和 雄	産 業 部 長	伊 藤 賢 二
建 設 部 長	佐々木 秀 明	教 育 次 長	小 柳 伸 光
ガス水道局長	須 田 登 美 雄	消 防 長	中 津 博 行
総務部総務課長	森 鉄 也	企 画 情 報 課 長	竹 内 規 悦
財 政 課 長	佐 藤 家 一	市 民 課 長	木 内 利 雄
生活環境課長	長谷山 良	福 祉 事 務 所 長	細 矢 宗 良
商 工 課 長	森 孝 良	建 設 課 長	齋 藤 正 司
都市整備課長	佐 藤 正		

1、本日の議事日程は次のとおりである。

議事日程第3号

平成20年9月9日(火曜日)午前10時開議

第1 報告第4号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

第2 一般質問

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第3号に同じ

午前10時00分 開議

議長(竹内睦夫君) ただいまの出席議員は24人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、本日追加提案されました報告第4号健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。

なお、皆さんの机の上にこの説明書、意見書が配付されておりますので、それを参考にしながらひとつお願いします。

朗読を省略しまして、当局から提案理由の説明を求めます。市長。

【市長(横山忠長君)登壇】

市長(横山忠長君) おはようございます。本定例会に追加議案を提案しておりますので、ひとつよろしく願い申し上げます。

それでは、追加しております議案の要旨について申し上げます。

報告第4号健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、一般会計等の平成19年度の健全化判断比率及び公営企業の平成19年度資金不足比率について、監査委員の意見を付して報告するものでございます。

以上、議案の要旨について説明申し上げましたが、補足については担当の部長が行います。

議長(竹内睦夫君) これより補足説明を行います。総務部長。

総務部長(佐藤好文君) 報告第4号について補足説明いたします。

2ページをお開きください。

議長(竹内睦夫君) どちらのほうの2ページですか。

総務部長(佐藤好文君) 追加議案綴の2ページです。今回、公表が義務化された指標は、健全

化判断比率の4指標と公営企業会計の資金不足比率で、平成19年度決算分から議会に報告し、住民に公表するものであります。

一つ目として、実質赤字比率は、普通会計の赤字比率を示すもので、実質赤字は歳入歳出の差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を控除した額がマイナスとなる場合を言い、比率は標準財政規模に対する実質赤字額の割合で示されます。算定結果は、実質収氏が黒字のため赤字比率は算定されません。

二つ目として、連結実質赤字比率は、普通会計が黒字であっても、他の会計が赤字を抱えているケースも少なくないことから、普通会計にすべての特別会計の実質収支を連結し、赤字比率を示すものであります。平成19年度現在で設置されているガス水道事業会計を含む九つすべての会計を連結して算定いたします。算定結果は連結実質収支についても黒字のため赤字比率は算定されません。

三つ目として、実質公債費比率は普通会計でなく、すべての特別会計及びにかほ市が平成19年度現在で構成団体となっている本荘由利広域市町村圏組合など4団体の各会計における地方債の償還でにかほ市がその負担義務があるすべての公債費を含め、普通会計における公債費負担を見る比率であります。算定結果は、早期健全化基準25%に対し、16.1%となっております。

四つ目として、将来負担比率は、普通会計にすべての特別会計、にかほ市が構成団体になっている各団体のすべての会計、さらに、にかほ市の設立法人である市開発公社ねむの丘、市観光株式会社はまなすを含め、現時点での借入金や将来の負担額のうち、普通会計が負担しなければならない額を見込み、将来における財政への圧迫の度合いを見る比率であります。算定結果は早期健全化基準350%に対し、185.1%となっております。

五つ目として、資金不足比率についてでございます。水道事業会計など五つの特別会計ごとの資金不足の事業規模に対する比率を示すもので、健全化判断比率の連結実施赤字比率における実質赤字には、資金不足額が含まれることから、財政健全化法では公営企業の経営の健全化についても、指標の公表及びその早期健全化について、地方公共団体に準じた手法がとられており、公営企業の指標は資金不足として算定されます。算定結果はいずれの会計も資金不足は発生せず、資金不足比率は算定されません。

以上、いずれの比率においても国が示す基準値以下となっており、平成19年度末における財政は健全なものと判断しております。

なお、用語の解説を参考に添付しておりますので、ごらんになってください。以上です。

議長（竹内睦夫君） 暫時休憩します。

午前10時08分 休憩

午前10時16分 再開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2、一般質問を行います。順番に発言を許します。

初めに、21 番本藤敏夫議員の一般質問を許します。21 番本藤敏夫議員。

【21 番（本藤敏夫君）登壇】

21 番（本藤敏夫君） 改めておはようございます。通告してあります大きな 2 点について質問をさせていただきます。

最初に、地球温暖化防止対策についてであります。

これまで、我々は文化的な快適な生活になれてきております。しかし、反面、社会経済が進み、それに並行して地球の温暖化が急速に進み、生活の基盤である地球そのものに大変大きな影響を及ぼしている状況にあると。最近における頻発する自然災害、動植物の生態系、特に我々の身近では、日本海での漁獲の中で魚種の変化があったり、また、海流や地球に大きな影響を与えて、ゲリラ豪雨などという異常な気象が続いております。そうした原因が地球温暖化、温室効果ガスの排出によるものだというのが研究家の報告であります。地球規模での温室効果ガスの排出抑制が大きな課題になっているわけであります。

そうした環境の中で、次のことについて質問をさせていただきます。

の地方自治体云々というのは、きのうの同僚議員の質問にありまして、それに対する市当局の答弁がありましたので、割愛をさせていただきます。

であります。太陽光エネルギーや風力エネルギーなどの積極的な活用について、市のお考えをお聞きいたします。

次、 番であります。市庁舎内の活動はもとより、市民に対する二酸化炭素排出量の削減の周知徹底を図ることと、行政としての防止対策に本腰を入れる姿勢を示すという意味で、「地球温暖化防止都市宣言」することを提言したいのであります。この件について市のお考えをお聞きしたいと思います。

きのうの同僚議員に対する質問にもありましたが、学校や民間等で本運動の取り組みが逐一御報告ありましたので、その点については割愛をしながら、答弁の際は割愛しても結構であります。市として、この運動に取り組む姿勢、強力な姿勢として、地球温暖化防止都市宣言をするということについての方向性についてをお聞きしたいのであります。

次の大きな 2 番目、ケーブルテレビ設置に向けてということであります。

行政サービスや行政情報が伝わりにくいという不満の声がよく聞かれます。きのう同僚議員に対して、市長の答弁で、市民に対するいろいろな説明不足という感じを述べておられましたが、市民の間で、特に合併して約 3 年になるわけですけれども、こうした時期である関係からか、よく行政サービス、行政情報が伝わりにくいというようなことを言われているわけであります。

高度情報化の時代に入っています。地上デジタル放送化も間近に迫り、それら対応についても、さきの定例会で一般質問もございましたし、それらの地上デジタル放送化というような環境変化もありますので、次の点をお聞きいたします。

一つは、ケーブルテレビシステムに向けた調査研究はなされたことがあるものかどうか。

それから、2 番目に、情報技術の飛躍的な進展に伴い、ケーブルテレビの果たす役割、それからそのエリアが急速に伸びてきています。市議会の中継や、行政のあらゆる情報、防災に対する緊急

情報等が今のケーブルテレビでは考えられる時代になっております。平成の大合併により旧町の地域格差の解消、住民同士のつながり、一体感の醸成、地上デジタルの難視聴地域解消などなど、平成大合併で合併した市町村の多くが行政サービス、行政情報の共有という意味で、多くの市で調査に入ったり、あるいはこれまでやっていたエリアを拡大したり、新規に取り組もうとする市が大分多くなっております。そこで、当市で今後こうしたことについて取り組む考えはあるのかどうか。

話によりますと、ケーブルテレビのシステムを導入するという場合は、大変高額な金額がかかることも当然予想されますので、ただ、すべてのシステムを導入するというのではなくて、この市に合ったこういう情報システムの採用という面で調査の必要は大きく感じられると思います。

ちなみに、私の言うケーブルテレビは、一般テレビの放送、BS・CS放送、それから自局で制作した番組の放送、議会の中継、その他のイベントの中継等がこれに入るわけでありまして。こうした番組の放送を有料で光ケーブルや同軸ケーブルを通じて放送するというシステムを、私は今、質問したケーブルテレビということで定義づけをしておりますので、そうした意味で御回答をいただければありがたいと、こう思います。

なお、再質問については自席でやらさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） それでは、本藤議員の御質問にお答えいたします。

初めに、太陽エネルギーや風力エネルギーの積極的な活用についてでございます。

御指摘のとおり、太陽光や風力エネルギーといった環境負荷の小さい新エネルギーの導入は、これからの社会を形成する上で必要なことであり、市としても推進していかなければならないと、そのようには考えているところでございます。しかしながら、費用対効果という取り組み事業ではないかもしれませんが、実施するには、施設整備費や維持管理費などに多額の経費を要することになります。このようなことから、積極的な活用については十分理解はしますが、とりあえずは現在進めている公共施設の温暖化防止実施計画の着実な実行を進めながら、新エネルギーの導入については、施設整備の規模にもよりますが、財政的な負担などを考慮しながら、導入のメリット・デメリットなどを検討し、その方向性をまとめてまいりたいと思っております。

また、公共施設への導入もそうでございますが、一般家庭への普及も大切ではないかなと思っております。一般的な家庭における太陽光発電システムの価格は、メーカーによってそれぞれ違うと思いますが、最大発電量1キロワット当たり66万円相当ぐらいかかると言われております。こうした太陽電池も含めて、施設の耐用年数を20年として換算いたしますと、1キロワット1時間当たりの発電に要する経費が46円かかると言われております。この価格は、通常、我々が電力会社から通電をしてもらっておりますが、その使用料の大体2倍ぐらいの価格になると、そのように言われております。そのために設置費用の軽減が導入促進のかぎとなるわけでございますが、政府・与党が徹底した安心実現のための緊急総合対策の中にも、家庭・企業・公共施設などへの太陽発電の導入が明記されておりますので、今後補助制度などが充実されてくるものと思われまします。こうしたことを踏まえて、公共施設や一般家庭への導入推進をいろいろな形で推進してまいりたいと思っております。

ます。

なお、現在、金浦の飛地区において二つの法人の民間共同事業として、風力発電を行う風車を平成 22 年度に 2 基建設する計画が進んでおりますので、市といたしましても協議の段階から積極的に支援しているところでございます。

次に、地球温暖化防止都市宣言をしてはどうかという提言でございます。

現在、地球温暖化対策地域協議会を設置するための準備検討委員会の立ち上げ作業を進めているところでございますが、現在、県のアドバイスを受けながら、平成 21 年度の協議会設置に向けて、設置までの手順、構成員、規定、運営体制などの素案をまとめているところでございます。また、協議会が発足するまでの間においても、温暖化効果ガスの削減のための方策等を広報及び生活環境情報に掲載して、意識の高揚と啓発活動を行ってまいりたいと思っております。

なお、本藤議員の提言されております地球温暖化防止都市宣言については、地域協議会において宣言について前向きな協議を進めながら、宣言後の施策の展開などについても十分検討をしてまいりたいと思っております。

次に、ケーブルテレビについてであります。国では、地域の特性に応じた情報通信基盤の整備を支援し、地域間の情報格差を是正することにより、地域住民の生活の向上及び地域経済の活性化を図る目的で、ケーブルテレビや有線地共聴施設、ADSLなどを整備する場合に、市町村に対して地域情報通信基盤整備推進交付金や農山漁村活性化プロジェクト支援交付金などの支援措置を講じております。

そこで、御質問のケーブルテレビシステムについてでございますが、由利本荘市の例を見れば、市議会の中継や行政情報の周知などに大変有効的であると、そのように承知しております。承知しておりますが、先ほどお話がありましたように、確かにいろいろな行政情報についても、私どもも説明不足の点もあるかと思っております。ただ、我々はある限り広報等を活用して広く行政情報を提供しているわけでございますけれども、なかなかその広報を見ていただいていないのではないかなというふうなことがよく見受けられます。このこともこれからの課題ではないかなというふうな考えております。

また、地上デジタル放送の難視聴地域解消のための有効手段であることも理解しておりますが、現在その導入について調査研究はしておりません。その理由としては、導入費用及び維持管理費用が相当にかさむことが予想されます。例えば、整備するまでにはいろいろな支援措置があるわけでございますが、この設備もいろいろ耐用年数がございまして、短いものは五、六年から、長いものは十数年という耐用年数がございまして、そのときに大きな負担になるのではないかなという懸念を持っております。このケーブルテレビが最も有効的であると考えられるのは都市部だと思っております。高層ビル等の陰に隠れて受信できないというふうなマンションなどの集合住宅でございまして、これらは比較的伝送する光ケーブル等が短く済む関係から費用が安く済むということで、1 世帯当たりの負担額が小さくなるというふうな利点がございまして、ただ、地方においては集落が点在しておりますので、こうしたことを考えますと、なかなか容易ではないのではないかと思います。

また、由利本荘市の例を見ても、例えば先ほど本藤議員からお話がありましたように、い

るいろいろな行政情報、あるいはBSやCS、そういうテレビ、あるいはインターネット、そういう形も活用することになりますと、NHKの受信料とは別に、最大で由利本荘市の場合、した場合につき、1万6,000円ぐらいの負担になるわけでございます。ですから、そうした場合に、果たして加入状態がどうなるかということも心配されているところでございます。

したがって、本市としての情報化の取り組みとしては、Bフレッツなどの光通信ケーブルについては、自治会と連携を図りながら、これまでNTTに対して積極的に要望活動を展開してまいりました。その結果、仁賀保地域においては、桂坂集落と釜ヶ台地区を除きすべてカバーできるようになりました。光ケーブルについてはカバーできるようになりました。それから、金浦地区においては、前川集落、大竹集落が整備されましたので、全集落がカバーできることになりました。象潟地区においては、残念ながらちょっと進んでおりませんので、上郷地区と関集落を除く上浜地区が未整備でございます。そういうことで、今後とも未整備地域を解消するために地域住民や自治会と連携を図りながら、引き続き要望してまいりたいと思っております。

また、地デジ移行に関しては、現在、来年予定されている象潟中継所の切りかえをできるだけ早期に実施していただけるよう、NHKを初め放送事業所に対して要請をしているところでございます。また、象潟地区を含む沿岸部は、新潟方面との混信障害も頻繁に発生していることから、よりよい受信点を探りながら、移設も含めて検討をしているところでございます。さらに地デジ移行に伴い、新たな難視聴地域の発生も懸念されますので、昨年引き続き受信状況を調査しながら、こうした調査に基づいて情報の格差が生じないように、共聴施設組合などへの支援、新たに受信環境の整備に努めてまいりたいと、そのように考えているところでございます。

議長（竹内睦夫君） 21番本藤敏夫議員。

21番（本藤敏夫君） 最初に、温暖化に関することであります。にかほ市内には、企業、団体、あるいはグループ、個人、いろいろ地球温暖化防止に関する調査をしたり、あるいは対策に参加をしたりという方々が多いわけでありまして。きのうの答弁の中にも、小学校4年生からそうしたことに対する間接的、あるいは直接的な学習内容も報告ありました。こうした中で、温暖化防止の一番大事なことは、個人個人のそれに対する自覚、それからグループや団体での実践できることを強力に進めさせる。企業や、当然にかほ市庁舎、当然であります。こうしたものをさらに強力に事業展開するその核として、私は地球温暖化防止都市宣言やってもいいんじゃないかと。防止対策の思想啓発に力を入れるという行政姿勢が私は大事なのではないかと、こう思っております。

地域協議会を立ち上げて、そこで検討するというふうに言われましたが、これまで私、一般質問をいろいろやってきましたが、検討委員会、何々協議会で検討をしてという回答が非常に多い。その割には、その検討結果について説明を受けたことはない。この件に関しては、そういうことのない、いわゆる企業や活動団体の一番身近な行政機関として、全地球規模で問題視しているこの問題、しかも地域の一人一人の心がけでそれが幾らかでも予防できるという、そういう内容のものでありますから、協議会で検討する、ただ単にそうではなくて、何とか強力に都市宣言されることを期待したいと思いますので、もう一度その点について御答弁をいただきたいと思っております。

それから、ケーブルテレビの設置に向けてであります。市長の答弁の中に由利本荘市のお話が出

ました。由利本荘市は平成 21 年で一応全区域をクリアするという状況になっております。それから、さきの議員の研修会で、私どもは長野県に視察に行きました。そういう地域すべて地域情報通信ということで大きな行政テーマとしてそれらを取り上げて実施し、さらには佐久市においては双方向情報通信ということで、そのシステムまで拡大してきております。そういうようなことを考えると、導入経費がかさむ可能性があるという答弁でありますけれども、それは調査をした上で、具体的に、この事業にはこのぐらいの経費がかかるんだということの数字をはじき出して後の回答ではないのかなと。

話は違いますけれども、委員会で防災の意識を高揚するために、シミュレーションシステムを考えたかどうかと言ったら、「経費がかかる」、そういう答弁でした。「じゃ、あなた方は調査したのか」と言ったら、「調査はしていません」。調査をしないで「経費がかさむと思われる」では、私は、行政の姿勢としてまずいのではないかなと。

地上デジタル放送、その他の通信情報、インターネットでの直接の情報、そうしたブロードバンドの時代と言われております。にかほの特性として、海岸線が非常に長いんです。35 キロ強あるそうであります。そこに住宅街が密集しております。各家庭で、私もそうありますが、アンテナを取りかえる期間が非常に短いんです。塩害のためです。そうしたことや、先ほども申し上げましたように、地上デジタル放送の難視聴解消の問題等々がありますので、「経費がかさむだろう」ではなくて、身近なところにそうした事業を取り組んでいるところがございますので、いつでも調査研究のためであればおいでいただければ説明いたしますとまで言っていますので、職員を派遣し、一応調査してみることは必要なのではないかと、こう思いますので、その点についてと、2 点さらにお答えいただければありがたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 都市宣言についてでございますが、行政の姿勢としてそういうことが必要であろうと、私もそう思います。ただ、協議会の中で、やはり住民を巻き込んだ、市民を巻き込んだ形にしていくためにも、やはりそこでそういう形をつくらせる、つくっていただくということが私は肝要ではないかと思っております。

それから、ケーブルテレビのシステム導入でございますが、導入に対する経費がかさむということではなくて、これはいろいろな支援制度がありますから、やれないこともないのではないかと思います。ただ、将来的な形の中で、これを維持していくときに、どういう形でこれ由利本荘市さんも維持していくのかなというふうな心配もないわけでもありません、はっきり言って。光ケーブルが耐用年数で 10 年です。それから、いろんな機器についても 6 年ぐらいの耐用年数です。これは耐用年数ですので、ぱちっと終わるわけではないと思いますけれども、ある程度延びてはいくと思いますけれども、そういうことをやって、それをまた新たな設備更新するとき、あるいは運営経費も果たして加入者からの使用料で賄うことができるのかという心配もあります。そういうことも総合的に考えていかなければなりませんけれども、一応の調査はしてみたいと思っております。

議長（竹内睦夫君） 21 番本藤敏夫議員。

21 番（本藤敏夫君） わかりました。何とかその地域協議会の中で積極的に宣言に向けて御協議

くださることをお願いしたいと思います。そうならなければ、そうならないで、後でいろいろ考えていきたいとも思います。ぜひ、都市宣言がこの地球温暖化防止の活動を一層高める象徴的なものになることを期待しておりますので、これをお願いしておきたいと思います。

それから、ケーブルテレビでありますけれども、全システムを採用するとすれば、やはり相当の経費のかかることも私の調査でも出ていますし、その負担の状況もわかります。財政が今の段階ではまあまあ健全化だという状況にありますから、私はケーブルテレビに固執するものではないのです。住民と行政の融合、このための手段としてこうしたものも考えられるよと、よそでもやっているよと、その解消のために事業を考えたらどうかということでもありますので、ぜひ職員の派遣等を考えながら検討をしていただきたい。事業実施をしてくれというのではなくて、まず第一段階で地域住民と行政との融合性、こうしたもののためにもこれを調査することを希望して、一般質問を終わります。

議長（竹内睦夫君） これで21番本藤敏夫議員の一般質問を終わります。
所用のため11時まで休憩します。

午前10時50分 休 憩

午前11時01分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
一般質問を続けます。

次に、3番市川雄次議員の一般質問を許します。3番市川雄次議員。

【3番（市川雄次君）登壇】

3番（市川雄次君） では、質問させていただきます。

質問項目につきましては、大きく1点で、細かく3点に分けております。

まず1点目です。市の住宅政策について。現行の市の住宅政策に対する疑問についてです。

現在、にかほ市では、行政による住宅整備事業として、旧象潟町時代に策定されました住宅マスタープランに明記されていた松ヶ丘団地の最終棟の建設が事業化され実施されております。一方で、老朽化が著しい入湖の潤団地の廃止・解体と、入道島団地の見直し、同様に老朽化が進み空室が目立つ建石団地への対応など、過去からの住宅政策の課題が山積しています。他方において、民間のデベロッパーによる戸建て及びアパート住宅の開発は、実際の市中建築業者の実態からは乖離した状況の中で、一見すると盛んに進められているように見受けられます。

今、国は、みずからの財政規律確保のために、あらゆる局面において地方に対し、自立の方向性を求めています。これは住宅政策においてもしかりであり、国による住宅政策縮小のため、住宅金融支援機構と都市再生機構の縮小・再編が行われると同時に、みずからが保有していた賃貸住宅ストックを市町村に有償・無償の譲渡をし、その総量の大幅削減をしようとしています。市でも、平沢地内にある雇用促進住宅の引き受けが求められ、その対応が検討されている状況で、決して無関

係な話とは言えません。この国の住宅政策の転換は、地方に大きなインパクトを与えるものと考えています。これを積極的にとらえれば、住まいのあり方に対する地域ごとの独自性を発揮することができ、ストックの再生と利用、地域景観の追求など、まちづくり全体を再編することを可能にすると考えます。

しかしながら、行政にとって住宅政策が非常に難しいのは、住宅政策には低所得者 — 別に住宅困窮者とも呼びますけれども、この方々のためのセーフティネットの形成という側面と、納税力及び消費力のある人口を確保することによる地域競争力の向上という側面の二面性を持ち合わせている点だと思います。特に、前者の側面から、低所得者は税収の伸びに寄与しません。かえって福祉関係の財政支出を増大させる傾向があるために、全国どここの自治体も積極的に低所得者のための住宅を供給したがないという傾向があります。

話を最初に戻しますが、今回の松ヶ丘団地の建設事業は、住宅政策の持つセーフティネットの形成という側面により、旧象潟町のマスタープランの完結を図ったものと考えます。しかしながら、同マスタープラン内の建石団地の対応については、全くの白紙状態に見受けられます。ところが、経済性の観点からも、建石団地の修繕によるストックの整備という手段も考えられたのではないかと、つまり建石団地の空室状況と松ヶ丘団地の最後の一棟を新築することとの整合性について疑問が残るわけです。

そこで、まずは市の住宅政策に係る基本的な方針をお伺いしますとともに、前述しました疑問点についてもあわせて答弁をお願いいたします。

2点、民間部門を活用した住宅ストックの整備についてです。

今回の松ヶ丘団地の建設に際しては、当然のごとく市による直接建設方式がとられております。ところが、秋田市で現在進められている新屋地内の市営住宅建てかえ事業におけるPFI方式の採用に見られるように、果たして住宅政策におけるストックの形成において、すべて行政が整備をしなければならぬのかについて、今さらながら疑問が残るわけです。

先ほど来述べている住宅政策の持つ二面性のうち、納税力及び消費力のある人口を確保することによる地域競争力の向上という点については、民間による住宅供給によりおおそ対応できるものと考えます。もう一方の低所得者 — 住宅困窮者のためのセーフティネットの形成という側面についても、民間アパートを自治体が半市営住宅のように借り上げて提供するか、入居に対しての補助を制度化するかなどのやり方によって十分カバーできると考えます。逆に、そうすることにより、市が独自で住宅ストックを整備する必要がなくなり、ある意味での経済性を追求できると考えます。秋田市でのPFI方式による公営住宅整備は、その政策過程については私の言うものとは異なりますが、その意図するところは極めて類似していると考えます。いずれ、既存の市営住宅は遠くない将来に大規模修繕、もしくは廃止の政策選択が迫られてきます。そのときにどのような対応をとるのか。現行の方式でいくのか、新たな方式を選択するのか、私は今のうちから政策の転換を図れるものならば図るべきと考えます。

この質問をする意図は、私は、自治体の住宅政策が地方分権により大きな転換期にあると考えているからです。それまでの自治体による住宅政策は、どちらかという平成8年の公営住宅法の改

正に見られるように、福祉住宅としての性格が強かったと思います。ところが、地方分権の流れの中で、自治体の住宅政策はストックの形成へと切りかえられていこうとしています。2005年に成立した地域住宅交付金制度は、まさに自治体の住宅ストックの形成への援助であって、低所得者を対象としたものではありません。つまり、今後の流れは、地域産業としての住宅を政策の中心に置きかえられるために、住宅困窮者への支援が相対的に希薄化していくおそれがあると考えております。

セーフティネット形成のための住宅ストックの整備には、大きな負担を伴います。だからといって行政がこの分野から撤退するわけにはいきません。だからこそ、より効率よく経済性を図るための方策として、例えば定期借家制度を採用した上での民間アパート等の活用もありと考えるのです。特に、なかなか入居者が見つからない民間アパートであっても、入居する側にとっては、市営住宅より立地条件の好ましい、利用しやすい物件だと思います。当局の今後の住宅政策の見通しと考え方をお伺いします。

三つ目です。中古住宅に対する取り組みについてです。

さきの議会において、にかほ市空き家情報登録制度についての説明がありました。その趣旨については、要綱内に、定住促進と地域の活性化を図るためのものとあります。この制度そのものについて、私は大きな期待を持っています。しかしながら、一方で不動産の分野に対し、宅建法等の絡みもあることから、行政がどこまで関与することができるのか。かといって、他と同様に、ただ単に空き家情報を提供するだけで意図するような効果をもたらすことができるのか疑問です。より大きな効果をもたらすための行政の取り組みの詳細について、具体的内容について当局の考え方をお伺いします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） それでは、質問にお答えいたします。

住宅政策についてでございますが、にかほ市の市営住宅は、平成20年3月末現在で、団地数が11団地、管理戸数が351戸となっております。地区別としては、仁賀保地区が110戸、金浦地区が24戸、そして象潟地区が217戸となっております。御質問のように、市の住宅政策の基本的な方針でございますが、19年度からスタートした、にかほ市総合発展計画では、定住の促進について、にかほ市に住み続けたいという市民の意識にこたえるために、魅力ある就業の場の確保や子育て支援など、住みよい環境づくりを進めるとしております。また、社会経験が豊富で技能もある熟年の新住民を県内外から迎え入れるために、住居や就業の場を提供するなど、老後の居住地としても魅力的なまちとして受け入れ基盤を整備することが重要であると、そのようにしているところでございます。

その施策として、住宅マスタープランを策定し、豊かな自然環境と調和した快適で安全な居住環境の整備を行政と民間が一体となって推進することとしております。また、市民のニーズを的確に把握し、質の高い住環境を備えた公営住宅の整備を進めるとしてしております。また、その一方では、土地利用の観点からは、安全性確保を第一として、自然環境、生産環境、生活環境の保全に配慮しながら、合理的な住宅地の土地利用を進めるとしてしております。20年度中には都市計画マスタープラ

ンも完成する予定でございます。総合発展計画と整合性を図りながら、住宅マスタープランの策定を進めていきたいと、そのように考えているところでございます。

以上が住宅政策の基本的な考え方でございますが、さきの議会でも申し上げましたように、住宅マスタープランの策定については、もう少し時間をいただきたいと思います。

また、経済性などから、建石団地の空き室と松ヶ丘団地の新築との整合性について疑問があるとのことでございますが、建石団地は、平成20年3月31日現在90戸で、うち18戸が空き室となっております。今回新たに建設されます松ヶ丘団地は、鉄筋コンクリート2階建て1棟12戸でありますので、確かに、計算だけでは建石団地の空き室を利用すれば十分補えることとなります。旧象潟町の公営住宅ストック総合活用計画では、入湖の澗団地12戸と入道島団地19戸については、将来的には松ヶ丘団地に建てかえを基本としておりますが、松ヶ丘団地だけでは戸数が不足することが予想されるために、建石団地への転居も考慮した計画となっております。

また、建石団地の対応については、手すりの設置や段差解消等のバリアフリー化など全面的な改修により、居住性の向上を図るとしております。しかし、建石団地の空き室の大きな原因は、築年数が経過して建物が古くなり、また、昭和時代に建設されたためにシャワー設備もなく、設備機能が低いために、若い世帯には人気がないことから、他の団地と比べると空き室が多くなっております。近い将来、計画どおり大規模な改修工事を進めていくのか、あるいは解体するのか、決断しなければならないと考えております。

次に、民間部門を活用した住宅ストックの整備についてでございますが、秋田市では市営住宅の建てかえについては、建設費や維持管理経費が多額になることから、民間事業のノウハウを活用しつつ、良質な住宅を効率的に整備することを目的に、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律、PFI方式によりまして、現在260戸の市営住宅を建設しております。昨年公表されました秋田市の住宅建てかえ事業の客観的な評価によれば、秋田市がみずから事業を実施する場合と、PFI方式の場合と比較した場合に、財政負担が約29%削減されると見込んでいるところでございます。

戦後、住宅が不足し、住む場所を確保するための量の供給から、ゆとりのある住まいへの供給へ、そして今は高齢化や少子化などに対応した住まいの実現といった、だれでもが安心して暮らせる心地よい住宅へのニーズが高まっております。また、若者の定着を促す魅力ある生活環境の整備も重要な課題であると考えているところでございます。

このような多様なニーズに対応して、快適な住生活を実現するために、住宅に困窮する低所得者に対して、低廉な家賃の賃貸住宅を供給する公営住宅の整備はもちろんでございますが、民間の土地所有者等が建設する住宅を公的賃貸住宅として活用する特定優良賃貸住宅、あるいは高齢者向けの優良な賃貸住宅として助成を行う高齢者向け優良賃貸住宅などについても、今後検討をしていかなければならないと考えているところでございます。

現在、各自治体においては、多くの公営住宅の老朽化が進み、建てかえの時期を迎えておりますが、財政事情の厳しい中、建物の初期投資をなくし、国庫補助を受けないで、年度支出の低減と平準化を実現するリース方式による公営住宅の整備手法で実施している自治体もあるところでござい

す。いずれにしても、住宅ストックの整備については、これまでのように市が直接建設する方式がよいのか、民間アパートを借り上げるほうがよいのか、あるいはPFI方式により買い取り方式などがよいのか、将来的な財政負担を含め、住宅政策の今後の課題と考えております。

また、2005年に成立した地域住宅交付金制度は、地方公共団体の自主性と創意工夫を生かし、住宅の整備や居住環境整備など、地域の暮らしをトータル的に支援する新しい制度でございます。既存の補助事業のパッケージ化により、事業ごとの交付手続の一本化や提出する資料の簡素化により、事務負担を大幅に軽減し、事業の進捗に応じて、事業間、年度間の交付金充当率を市が自由に調整できるものであります。つまり、地方の自主性、裁量性、そして使い勝手の向上が図られている制度であり、決して低所得者を対象としていない制度ではないと、そのように認識をしております。また、今年から、空き家情報登録制度も始まりましたので、これにも期待を寄せているところでございます。

次に、中古住宅についてでございますが、空き家を利活用して定住促進を図るために、本年4月に、登録制度要綱を制定し、登録の申し込み受付や情報の公開を実施しております。現在、空き家の登録件数は4件、利用希望者の登録は2件となっております。そのほかにも、問い合わせも数件ありましたが、登録までには至っておりません。これまでの間でございますが、利用希望者の意向に従って物件を紹介していますが、双方の条件などが折り合わず、賃貸や売買などの成立には至っていない状況でございます。

御指摘のように、賃貸や売買の交渉、契約などの仲介行為はできませんので、現地案内などのお手伝い程度にとどめております。行政としての取り組みとしては、全国的な傾向でもあり、秋田県としても積極的に取り組んでいるところでございますが、団塊世代の定年が始まったことから、ふるさと暮らしが本格的に始まる年と位置づけ、ふるさと回帰として、U・J・Iターンを促進しようとするものであり、空き家情報の発信もその一端であります。この一環として、9月の、今月の19日から20日に開催される「ふるさと回帰フェア2008」では、これは東京の大手町でございますが、に参加して、にかほ市の紹介や空き家情報、就職情報などの提供や相談を受けることにしております。まずは、にかほ市へ足を運んでもらえるよう、にかほ市の魅力をPRしながら、その上で定住促進を図りたいと考えているところでございます。

また、東京銀座にあります七十七ビル3階には、ふるさと暮らし情報センターがございますが、県では毎週土曜日に「Aターンプラザ秋田」を開催し、無料職業紹介所として、秋田の求人、就職情報の提供や相談を受付しております。このセンターに、当市でもとりあえず観光パンフレットを置いて市のPRを図っております。また、この施設を利用し、2地域居住やAターンなどの田舎暮らしを希望する方々に、にかほ市を積極的にPRするため、ふるさと定住促進セミナーを年内に開催する予定で現在準備を進めております。

なお、少額であります。関連予算を補正計上しているところでございます。

議長（竹内睦夫君） 3番市川雄次議員。

3番（市川雄次君） では、再質問させていただきます。非常にわかりやすい答弁だったと思います。ですけれども、ちょっと2点ほど、大きく疑問点が残っておりますので、質問させていただ

きます。

まず、一つ目、雇用促進住宅については、準備していたんですけれども、村上議員がやられるようですので、ここに逆に私が質問する前に村上議員の回答が渡されると、これはやるなということの内容かと思いましたので、これは遠慮させていただきます。

ただ、1点ほど、雇用促進住宅についての、要するに進捗状況といいましょうか、この部分について、迷惑のかからない程度に御答弁をいただきたいと思います。今の答弁の中で、まずそれがまず1点ですけれども、今の答弁の中で、確かに、市営住宅について、仁賀保地域、金浦地域、象潟地域の分布状況という、数値の分布状況はお話しいただきました。それに対して民間のアパートの状況ということも考えまして、民間のほうは、仁賀保では今170戸ぐらい、金浦が62戸、象潟が180戸という戸数になっております。トータルすると、市営住宅及び民間住宅で、仁賀保地域で大体280戸、金浦地域で86戸、象潟地域が397戸というふうになります。これは都市整備課のほうで私の問い合わせに教えていただいた内容になるんですが、こう見ますと、やはり分布状況に大きな開きがあるのかなという感じがあります。人口の、その地域ごとの人口割合というのもありますけれども、仁賀保地域と象潟地域においては、およそ人口形態が同じぐらいであるのに対して、市営住宅及び民間住宅、市営住宅についても民間住宅についても大体その100戸という数字が象潟のほうが多いという状況になっております。もちろんTDKなどの大きな企業がみずから自前で住宅を整備するというところでやっている部分もあるかとは思いますが、それにしたって、象潟地域にだってTDKの独身寮及び家族住宅があるという状況の中で、今この分布状況はちょっとアンバランスなのではないかなというふうに考えられるわけです。いずれ、都市計画マスタープランに引き続く住宅マスタープラン内でどのように計画をされていくのかということもあると思いますけれども、その点についてはちょっと配慮をしていかなければならないのかなと思います。

では、なぜそういうことになるのかということなんですが、平成11年ごろに象潟に誘致企業として来た企業がありますが、その企業の社長さんとかかなり前、何年も前に話したときに、やはり来たときに、自分たち中小企業であるから、自分たちで住宅を――従業員、県外から従業員も一緒に連れてきているわけです。連れてきた従業員に対して自分の会社でそれをあてがうことはできないと、住宅を。ということで、その場合やはり市営住宅、あるいは――旧象潟町ね。町営住宅をあてがってもらいたいということで、それは大分四苦八苦していたことを記憶しております。

そういうふうに考えると、今、先ほど住宅ストックはどうなのかということはおっしゃってありますが、やはり市営住宅等に対するニーズは高いのだというふうに考えます。ですので、決して建石団地が今の状況のまま松ヶ丘団地を建てたことに対しては、私はこれは間違いではないと。ただ、建石団地も今のまま放っておくべきではないでしょうということをつけ加えておきますが、いずれ、その市営住宅等に対するニーズが高い中で、今後どのように市営住宅を整備していくのかということの中で、やはり私は先ほど来言っているように、決して市単独でやっていくべきではないというふうに思っております。

先ほど市長の答弁の中で大分答えていただいたんですが、仮に、民間アパートを市が半市営住宅化してやることの不都合といいましょうか、やりづらいというか、障害となるようなことがあるの

だとしたら、その点についてはどのように考えておられるのかなということ、先ほどの点と2点ほどまずお伺いさせていただきます。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 雇用促進については、この後、村上議員からの質問もございしますが、今はこれを受けるか受けないか、そのものを検討している段階でございます。というのは、将来的な市の財政負担、こういうことも十分考えていかなければなりませんので、あの建物は建ててから30年くらい経過しておりますからね。そういうことを含めて今、検討している段階でございます。

それから、中小企業のこと話がありましたが、公営住宅になりますと入居する条件がございます、いろいろ。収入基準からいろいろ条件がありますので、場合によっては入れないことも多々あるわけです。例えば、独身の場合もありますしね。そういうことで、こういう方々に対応するためには、公営住宅でない方法のことも必要なのかなというふうに思います。対応する場合ですね。必要になってくるのではないかなと思います。

それから、民間のアパートを借り上げたときの何か弊害があるかということですが、我々は行政として民間のアパートを何室なら何室借り上げるわけですが、大家さんが入居する人を選択できないわけですね。依頼の方がありますから、場合によっては、そういうことは少し懸念されるのかなというふうに思います。

議長（竹内睦夫君） 3番市川雄次議員。

3番（市川雄次君） いずれ、住宅ストックを市が単独で自前で整備していくとなると、非常にお金がかかると。その典型的なのが、お金がかかるからつい放っておかれてしまったのが私は建石団地であり、入湖の澗であり、入道島だと思っております。そう考えたとき、将来的な財政負担を考えたときに、これまでのかたくなに直轄方式でやるということは、今後はやっぱり、市長も先ほど答弁の中で検討していきたいという答弁でしたので、あまりここでしつこく言う必要もないのかなと思いますので、その部分、よく御吟味されながら、住宅マスタープランを今後作成していただきたいと思いますというふうに思います。

3番目の中古住宅に対する取り組みについて再質問させていただきます。

先ほどふるさと回帰フェアという話もありましたが、そういう内容の前に、この空き家情報というのは結構ほかの自治体でもやっているように見受けられます。その中で、ただ情報を提供するだけでどのぐらいの効果が生まれるのかというのは、まず大きな疑問なんです。ただ、当然、先ほども言いましたように法律の縛りもあるということになれば、では、その具体策をどのようにとっていくか。「いいです、宣伝はしてきました。登録してもらいました。じゃ、その後の段取りは、あとは当事者間でやってください」では、物は進まないのかなというふうに思います。

そこで、じゃどういう方法があるのかなということも私も考えてみるんですが、その中で、国交省が所管する公的移住住みかえ新制度という制度があります。自治体が行う移住住みかえ支援の限界点、つまり借り上げて家賃保証まで行うという部分をカバーするという内容です。簡単にこの内容は現在のマイホームを手放すことなく安心したキャッシュフローに転換することができる制度だというふうなうたっております。そして、この制度で地域活性化に取り組む自治体にとってさまざま

まな活用が可能ですと。同支援機構によれば、この制度では次の四つの効果が期待されるとしております。一つが、首都圏と他の地域からの移住促進を図ることができる。二つ目が、移住先、住みかえ先の建築、その他に、そのほか経済効果をもたらすことができる。いわゆる特需といいましょうか、地元の建築関係に特需をもたらすということですね。3番目に、地域内部の住みかえニーズにこたえることができる。4番目に、耐震改修の促進を図ることができるといううたい文句で国交省が所管する公的移住住みかえ支援制度というのがございます。市としては、市内空き家への対策として先ほどの空き家情報登録制度を整備したわけですが、この国交省が今、取り組んでいる制度に対する調査研究、その他、その活用を市でも検討することは私はむだではないと思います。ですので、ぜひ調査研究をして、活用できるようなら活用していただきたいと思うんですが、まず担当でも結構です。答弁をお願いいたします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） ただいま御提案がありました制度については、まだ市として、その内容、あるいはそれに基づく研究は行っておりませんので、その詳細にわたりまして国土交通省の制度内容を分析して、それがにかほ市にとって採用できるものかどうかも含めまして研究してまいりたいと思います。以上です。

議長（竹内睦夫君） 3番市川雄次議員。

3番（市川雄次君） いずれ新しい制度、市で空き家情報登録制度と制度をつかって、それを具体的に回さなきゃいけないというときに、どういう支援、システムがほかにあるのかということをやはり注意して検討していただきたかったということはあります。この制度がそのままにかほ市に適用されるかどうか、適用できるかどうか、またこれは疑問ですが、ぜひ、つくった以上は、制度をつかった以上はそれを回すための努力は惜しまないでいただきたいというふうに思います。

では、これで質問を終わります。

議長（竹内睦夫君） これで3番市川雄次議員の一般質問を終わります。

昼食のため午後1時まで休憩します。

午前11時36分 休憩

午後1時00分 再開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

次に、18番齋藤修市議員の一般質問を許します。18番齋藤修市議員。

【18番（齋藤修市君）登壇】

18番（齋藤修市君） 昼休みの後の眠気が襲ってくる時間帯ですが、子守歌にならないよう頑張りますので、しばらくの間おつき合い願いたいと思います。

まず、質問に入る前に、皆さんにおわびを申し上げたいと思います。私の原稿を見ると、ごらんのようにですね、ひどいレイアウトになっております。実は、私の持っている原稿は非常に格好よく写真入りで、非常に簡単明瞭に書いたはずなんです、これがルール違反だということでございまして、写真を全部カットされてしまいました。それで、そのカットされた結果、皆さんに配付されたような非常に無残な姿の原稿になってしまいました。御容赦いただきたいと思います。そのかわりと言っては何ですが、参考資料として別紙を添付させていただきました。このような資料、添付させていただきましたので、これを見ながら質問をさせていただきたいと思います。

それでは、改めて質問に入らせていただきます。災害対策についてでございます。

昔は、「災害は忘れたころにやってくる」と、こういうことわざがあったわけですが、しかし、最近では、「災害はことしも忘れずやってきた」と。「来年もまたきっと来るでしょう」というふうにしたほうがいいのかもかもしれません。人間の力ではどうすることもできない災害に対しては、これは別としまして、予想できる災害には早く何らかの対応策が必要と思っております。

そこで、最近、気候の変化による災害が世界的に多くなっています。今年の8月21日、22日の大雨で、この仁賀保地区は大変大きな被害をこうむりました。その復旧がまだ現時点では完全になっていないというのが現状のようでございます。ことしも昨年と同じ8月21日、大雨が降りました。くしくもこの日は、たしか臨時議会の日でございます。私も議会が終わってから現場を――昨年のこともありましたので、現場に行ってみました。昨年と同様、鈴の鳥森地区では道路が冠水して、もう少しで床下・床上浸水の危険にさらされておりました。確かに、この地区は海拔が低く、排水をするメーンの河川――これ、鳥森川なんです、雨が降るとあふれて用をなさないということは今までの調査でわかっています。しかしながら、ここに住んでいる住民の方々は、いつ襲ってくるかわからない災害に対して、その季節になれば、いつも心配しながら生活をしていると、これは事実でございます。

この地区だけでなく、同じような状況にある地区もほかにあるんじゃないかなと、そのように思いますが、一つ目として、市は、このような地区に対し、具体的な防災計画を立てているでしょうか。

二つ目は、昨年の応急対策として、たしか鳥森川の側壁のかさ上げをしたということになっているはずですが、その効果は確認されたでしょうか。

それから、三つ目としては、抜本的な対策としては地下に大きな排水路のようなものをつくって、ポンプアップをして排水をしなければ、これはどうにもならないというような話も聞いたことがありますが、実現の可能性というのはどうなっていますか。

四つ目として、住民の方々は対策について何ら説明を受けていないと、このように言っておるわけですが、当局としてどのように説明なんかされていたか、伺いたいです。当局で説明しているかもしれません。ただ、私がそこに居合わせたときに、そういう話がありました。ひとつ市はこういうことを考えているんだというようなことを説明してやっていただきたい。

写真にありますように、参考資料の写真を見ていただきたいんですが、鳥森川の水面が道路より上になっていると。当然ここに排水すべき水がここから逆流していくというのは、これは想像でき

るわけでございます。上の写真2枚は、大体30センチぐらい冠水しておりましたが、排水路のグレーチングのところからがんがんがんが水が噴き出している、こういう状況でございます。この写真を見ると、やはりこのところが部分的に低いのかなというふうにも見られますが、去年と同じ、去年よりは少しいいというふうに住民の皆さんおっしゃっていましたが、この写真のような状況でございました。ひとつこの辺をよく考えていただきたい。

二つ目は、環境管理についてお伺いします。

ごみの不法投棄について、昔から見れば随分よくなったと思います。しかしながら、まだ、だれも見てなければというような人がおるといことは非常に残念なことでございますが、市として何か具体的な対策を考えておられるでしょうか。

ある集落では、ごみの不法投棄に対して、キャラバン隊というんですか、監視隊というんですか、そういう人たちをつくりまして、組織をつくって監視をやっているというふう聞いております。市としても何らかの活動はやられているとは思いますが、これは自治会等々を通して市全体で取り組む問題ではなからうかなというふうに思いますが、いかがでございましょうか。

それから、これは意識の問題が非常に大きいと思います。やはりその監視の結果とか、それから不法投棄された状態等々を写真かなんかで広報なんか載せて、やはり市民の意識の高揚を図るといことも一つの方法かなと、このように考えている次第ですが、いかがでしょうか。

それから、もう一つは、表示板や看板の管理についてでございます。市内のあちこちに表示板、看板があります。これは観光用のものもありますが、実態とそぐわないという看板があることも事実でございます。この資料の中の「見はらしの出来ない見はらし台」と、こう書いていますけれども、これはあそこの巾山に、巾山というんですか、ひばり荘に上がっていく途中の「見はらし台」という看板、大きな看板があります。その横に、「不法投棄禁止」と看板が掲げてありますが、ここが見晴らし台になっているんですね。前はここから旧仁賀保が展望できたんでございますが、今、木が大きくなりまして、全然下のほうは見えないと。ある集会で私が指摘をされまして、「見はらし台」であるんだけど見晴らしができないと。木を切るか、看板を直すか、どちらかにしたほうがいいんじゃないかと指摘を受けました。確かに、私も何回か確認していますが、やはり実態とそぐわない表示、こういうものについて、どのように管理され、メンテナンスされているか、お聞きしたいと思います。

それから、側溝のふた設置についてでございます。

側溝のふたについては、市当局でも計画的に実施されていると思いますが、市内あちこちにまだ危険な箇所がたくさんあります。これは地域要望にも多分何回も出ていると思いますが、ふた設置について伺います。ふたをしないと、これは危険だと思われるような側溝は旧地区ごとにどれだけありますか。それから、ふた設置の計画はどのようになっているのでしょうか。危険箇所を対策するにはどれくらいの時間とどれくらいのお金がかかるのかと。それから、ふたのない側溝に転落してけがをしたというような事例はなかったでしょうか。

これは写真の参考資料の下側に三つ書いてありますが、私は、旧仁賀保地区の一部を回っただけでもこのような側溝にふたのないところがございます。一般的な側溝ですと、落っこちてもそんな

にけがをするというようなことは、まあ酔っ払っていればこれは別ですけどもね。あまりないと思うんですが、ガードレールが必要と思われるような深い側溝、こういうのが随所に見られます。このようなところはやはり優先的に何らかの措置、ふたがでできなかったらガードレールをつけるとか、これは直接我々の日常生活に絡む大きな問題であろうかと思しますので、ひとつこの辺のところ、先ほど質問いたしましたように、どのような計画でいつごろまで、もしくはその優先順位はこうなっているとか、そのような計画がありましたらひとつ御答弁願いたい。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） それでは、質問にお答えいたします。

初めに、災害対策についてでございますが、大雨で冠水しやすい地区に対して、具体的な防災計画を立てているのかどうかとの御質問でございますが、にかほ市の中で冠水しやすい場所は6ヵ所ございます。一つ目は、御指摘の鳥森川周辺、前谷地地区でございます。二つ目は、国道7号金浦竹島湾バイパス下でございます。三つ目が、同じく金浦の赤石、JRとの立体交差をしているガード下でございます。四つ目が、同じく金浦の岡の谷地地区でございます。五つ目は、象潟川沿いの象潟前川沿線でございます。六つ目は、象潟武道島地内でございます。これらの地区に対して個別の具体的な防災計画を立てておりますかということでございますが、現在のところは立てておりません。

大雨警報が発表された場合には、担当課による警戒態勢をとり、特にJRとの立体交差をしている道路でポンプによる排水が行われている箇所などとあわせて、職員が巡回をいたしまして、場合によっては通行どめの措置をとるなど、警察や県などの関係機関と連携して事故防止を図るための対策を講じているところでございます。しかし、大雨のたびに浸水する箇所については、抜本的な対策を講じていこうと深く認識はしておりますが、解決をしていくためには多額の費用を要することになりますので、これまでの災害状況を踏まえながら、順次施設整備を進めてまいりたいと思っております。

そこで、御質問の鳥森川の側壁かさ上げの効果でございますが、8月21日の大雨の際も職員が現場を確認しております。かさ上げした箇所については、側壁からの越水はなかったわけですが、川の水位が上昇したために、住宅の側溝に河川から逆流するなど、排水できない状態となりまして、市民の皆さんに大きな不安を与える結果となったところでございます。

また、ポンプによる排水対策についてでございますが、旧町時代の平成12年ころに排水計画が策定されたようでございますけれども、場所的には今回の道路が冠水した排水区域とは異なっているようでございます。いずれにしましても、この地区の抜本的な対策を講じていくためには、施設整備も必要でございますが、降雨による排水を、海拔が低いこともございますので、この地域に集中させないような、排水を分散する対策が必要であると考えているところでございます。現在、集水区域、要するにこの地区に集まる排水の区域でございますが、この現地調査も終了しましたので、これに基づいて早急に施設整備に係る設計委託を実施しながら、成果品ができた段階で、方向性が決まった段階で、地域住民の皆さんに説明して、そして順次施設整備を実施してまいりたいと思

ております。こうした対策の経過について、地域住民の皆さんに説明がなされていたか、私ちょっと確認しておりませんが、もしなされていなかったとすれば大変申しわけなく思っております。まずはこれまでの経過等について、自治会の会長さん方に今後の方針も含めてお話を、説明をしたいと思っております。

次に、ごみの不法投棄についてでございますが、大変頭の痛い問題であります。不法投棄防止には特効薬がなかなかない現状でございますが、新しい試みとして、県と連携をしながら、不法投棄されやすい場所に監視カメラの設置、あるいは市の監視員のアイデアではありますが、巡回をしてみて、神社・鳥居などがあるところにはごみが捨てられていない、少ないということの提案がございまして、鳥居の設置などの対策も講じて監視活動をしているところでございます。

また、県の不法投棄防止モデル事業として、不法投棄防止研修会で、釜ヶ台地区が指定会場となりまして、地区4集落、住民85名、県振興局関係者20名、市不法投棄監視員2名、市関係者8名、計115名の参加と協力のもとに、清掃活動並びに不法投棄防止研修会が行われております。これらの実施状況を広報に掲載し、不法投棄防止の意識の高揚と啓発活動を講じているところでございます。

不法投棄監視体制については、にかほ市廃棄物不法投棄防止条例に基づき、現在10名の不法投棄監視員を委嘱し、不法投棄防止のパトロールや回収を行って、巡回報告を受ける体制になっております。監視員の皆さんにはいろいろな面で御難儀をおかけしているところでございます。報告を受けた内容で悪質と思われる事件については、担当が現地確認調査の上、警察と連携を図りながら対処しております。また、不法投棄者が判明できる事件については、不法投棄者に文書で注意し、速やかに現状回復するように指導を行っております。なお、投棄者が判明されない不法投棄物については、ごみをごみと呼ぶという観点から、公費で廃棄物回収業者に委託して撤去しているのが現状でございます。

また、全市的な組織づくりについての御質問でございますが、住民のさらなる意識高揚と監視体制を強化していくためにも、今後、自治会などと相談をしながら、体制づくりについて検討を進めてまいりたいと思っております。

次に、監視結果を毎月広報等に載せ、意識の高揚を高めてはどうかについてでございますが、必要に応じて効果的と思われる事項については、広報や生活環境情報に掲載し、不法投棄防止に対する意識の高揚と啓発に努めてまいりました。また、市と警察、地域住民と連携を図りながら、不法投棄撲滅のため、根気強く取り組んでまいりたいと、そのように思っているところでございます。

次に、表示看板や看板の管理についてでございます。看板の設置が長期にわたって設置されておまして、文字がかすれたり、あるいは腐食しているような、看板としてふさわしくないものについては、撤去または立てかえ、あるいは見直しなどの対策を講じ、危険防止と環境美化に配慮し管理してまいりたいと思っております。また、表示板が正しく設置されているかどうかのことについては、再度調査をしながら、見直しが必要なものは見直しをしてまいりますが、国県の管理下にあるものについては見直しを要請してまいりたいと思っております。

他の質問については担当の部長がお答えいたします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、建設部長。

建設部長（佐々木秀明君） それでは、私のほうから三つ目の質問であります側溝のふた設置についてというところを順次お答えしたいと思います。

最初のふたをしないと危険と思われる側溝は旧地区ごとにどれだけありますかという御質問なんですけれども、担当として道路側溝のふたがなく危険と思われる箇所については、地区からの要望を受けての対応ということで順次きましたので、具体的にここが危険だというような把握は正直把握しておりません。

それから、落ちぶた式の側溝で改良等整備しながらふたをかけていなかったというような部分も大分ありますけれども、その理由の例としては、ふだんの、通常の維持管理上、泥上げ、あるいは清掃等の関連等、あるいは冬期間の雪捨ての目的というようなことで、当然地区との協議の結果として、ふたかけをしない場合などもございます。旧町時代になるんですけれども、そういうケース・バイ・ケースというんですかね、その地区の実情によってはそういうような状況に応じて対応してきたというようなこともあります。その後、今、齋藤議員がおっしゃるとおり、いろんな事情あってふたをかけてほしいというような場合で、特にその必要性、あるいは緊急性等認められるような場合は、ふたをかける要望などをいただきまして、当然予算内の対応で年次的に設置しているところでございます。

また、上げぶたという、落ちぶた式じゃない、要するにふたを上げるような格好の側溝なんかも大分見受けられると思うんですけれども、そういう側溝のために、簡単にふたがけができないというような現場もあります。ただ、どうしてもふたがけしないと、せっかくの道路の幅というんですか、有効幅員といいますか、そういうような狭隘のためにふたをかければとれるんだというような場合とか、安心・安全的な、危険というような部分も含むわけなんでしょうけれども、そういう支障があるというような要望があった場合には、当然今度上げぶた式のU字側溝を落ちぶた式の側溝に交換すると、要するに水路改良するというような工事で対応をしております。

それから、道路側溝と農業用排水路が兼用している、今お話にあったような大きな断面の排水路なんかもありますけれども、それらについても地区要望を受け、ふたを設置しておりますし、あるいは転落防止さく、防護さく、あるいはガードレールというタイプになるかと思うんですけれども、そういうもので整備を行っているというところですよ。

あと、時間と費用の御質問ということでありましたけれども、具体的にこれだけの費用でこれだけの時間というようなまとめたものはございませんので、ここで即お答えできませんけれども、今後とも地区要望や皆さんからの情報をいただきながら、また、現地を十分に確認しながら、必要な延長、あるいはその整備にかかる金額等の把握に努め、順次整備計画を立ててまいりたいと考えておるところでございます。

また、ふた設置が必要と要望されている箇所、多数あるわけなんですけれども、その中でも当然、危険な箇所と判断される場合は、当然、優先的にというんですかね、早急に対応してまいりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

最後の質問でふたのない側溝に転落し、けがをした事例ということなんですけれども、現在まで

担当まで届いた報告というようなことは、事例はございませんということをお答えしたいと思えます。以上です。

議長（竹内睦夫君） 18番齋藤修市議員。

18番（齋藤修市君） 災害対策についてでございますが、これは大変な問題なことは重々承知しております。毎年同じように起こるということに対して、やっぱり住民の皆さんの不安というものが非常に大きくあるわけです。ですから、ぜひ、今こういうことを考えていて、こういうことを計画しているというようなことを、結論が出なくとも住民の皆さんに説明してやってほしいと。実は、この前、私が現場に居合わせたとき、住民の皆さんから、「床上浸水して家財道具がだめにならなければやってくれないのだから」と、このようなちょっと厳しいお話をいただきました。たまたま私そこにいたものですから、「あんたも市会議員だべ」と、こう言われましてですね。まあいろいろこの問題は去年からいろいろ検討はしているんですけど、ここは海拔が低いためにどうしても簡単にいかない事情があるんだという話はしましたけれども、まだそこに住む当事者には、まあ理解してもらえなかったわけです。そういうことで、ひとつ早目に、特に住宅街の場合は早目にそのようなことを説明してあげていただきたいと思えますが、その点ひとつ伺いをしておきます。

それから、二つ目は、不法投棄に関してなんですけど、これもいろいろ大変な問題であることはわかります。最近、サーフィンをやりに来る人たちが、非常に感心しているのは、自分たちで使う場所、そこは自分たちで清掃するというような、そういう風習が今どんどんできてきております。これはすばらしいことだというふうに思っておるわけですが、反面、やはりどこかこそこそと、特に河川敷とか、それから人があんまり通らない農道の端っことか、そういうところに多く投棄されているということがあろうと思いますが、先ほどの提案にありました監視カメラをつけるとか、まあ監視カメラ、どこまでつけられるかといったら大変だと思うんですけどね。例えば、車が入れないような何かさくをするとか、そのような一部対策なんかはどんなものかなと思っておりますが、それも全面的にやるわけにはいかないと思えますが、その辺の考え方をちょっとお聞きしたいなと。

それから、看板でございますが、三つ目の看板でございますが、このところも、先ほど御答弁ありましたけれども、例えば、ここの見はらし台 — 例を言いますと、見はらし台は、何か勝手に木を切ったりなんだりというのはできないというような場所のようでもありますし、ならどうするかと。あそこ、当局の方も見ていらっしゃる方いっぱいいると思うんですけど、どのように、具体的に対処されるのか、そこをひとつお聞きしたいと。

それから、側溝に関しては、これは事故が起きれば必ずやるんですよ。今までもそういう例がありました。自治会を通して地区要望というのは、これは毎年出ていると思えます。確かに、これを全部やるというのは大変なことだと思うんです。ただ、例えば最低限、子供たちが通学する、その主な通路ですね。こういう通学路、この辺は、やはり優先的にやっていただきたいなというふうに思うんですけど、その辺はいかがでしょうか。再質問させていただきます。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市民部長。

市民部長（齋藤隆一君） 私のほうからは不法投棄の関係のことにつきましてお答えをさせてい

ただきたいと思います。

市長も答えましたとおりに、この不法投棄の問題につきましては大変頭の痛い問題で、町内会とか集落の座談会に行きますと必ず出てまいる問題でございます。要するに、何とかならないかと、何とかしてくれという、そういう要望が必ずどこの集落においても出てまいります。私どもとしては、何かいい方法はないのかといろいろ考えているわけですが、実際の問題、市長が答えたように特效薬はございません。現状では捨てられたら負けずに拾い返すしかないというふうに思っております。しかし、これも限度がありまして、なかなかうまくいかなくて、ごみがたまっていて、完全には除去はできていないわけですが、それでも頑張っ拾ってれば、いつかは効果が出てくるのかなということで希望を持って一生懸命拾っているというのが現状でございます。

御提案のありました、さくを設けて入れないようにしたらどうかということでございますが、確かに、道路をさくで覆って入れないようにすれば、確かにそこに行ってごみは捨てられないわけですが、道路をふさぐというのはちょっとできないのかというぐあいに考えております。その対策としては、市長が答えた繰り返しになりますが、まちのごみの監視員の皆さんの会議で、先ほど市長が話したように、鳥居があるところには確かにごみが少ないというような話が出ました。それで、そうすれば、試しにごみが一番捨てられているようなところに仮に鳥居をつくってみようかということで、現在二、三カ所設置してございます。仮に山の神を祭りました。その結果を見まして、もし効果があれば、まちじゅうに山の神を祭ろうかとも考えております。ちょっと笑話を言うようですけども、このようなことも我々はわらにもすすがる思いで、ちょっとしたアイデアでもあれば、何かあればということで一生懸命頑張っておりますので、ひとつ御理解をいただきたいと思ひます。

議長（竹内睦夫君） 答弁、建設部長。

建設部長（佐々木秀明君） 齋藤議員の再質問の中でこの対策を早急に云々というよりも、どういう方向とか何とかそういう説明がないと、私も本当今まで長年そういう住民の不安がありながらも、そういう対策というか説明がなかったのかなと思っておりますけれども、今、市長のほうからも話があったとおり、この鈴地区のこのエリアの排水の調査をしております。実は、やっていますという、きのう、契約というか、入札をしまして発注しました。取り急ぎその実態をまとめて、その対策なりいろいろと案をつくりながら地区のほうに説明やら相談に行きたいと思っておりますけれども、今、齋藤議員の言うとおり、そういう今の途中経過なんですけれども、代表者の方にその旨を説明して、そういう結果がまとまり次第、皆さんと一話を聞くと何か350以上の戸数の皆さんがそのエリアにいるということなので、まあ全員が全員、どうなるかあれですけども、とりあえず代表の皆さんにはその説明というか、お話をしに行きたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、通学路になっている部分の側溝のふたは早急にやるべきだということの質問ですけども、私もそのとおりだと思います。ただ、やっぱり側溝にふたをかけられない事情というんですか、ありながらも、そこに防護さくになり何なり設けると、今度せっかくの車道が狭くなるというような

箇所もないわけではありません。ということで、それらについても地区の皆さんとその対策という
か工法も含めていろいろ協議して、ぜひ実施の方向に向けて頑張りたいと思いますので、よろしく
お願いしたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

産業部長（伊藤賢二君） 見晴らし台の看板ということで、担当は、これは県道のために、県道
の改良のときに立てたものだと思います。確かに、あの見晴らし台、見にくい見晴らし台でありま
して、あそこの地域は林務が担当しております環境保全林に入っていて、その保全するという
意味では伐採をしないということで若干見にくくなっていると思います。これにつきましては、「見
はらし台」という表示が正しいのかどうかは、県のほうの道路維持のほうの関係もありますので、
相談して、見晴らし台が見晴らしにならないということで撤去したほうがいいのかどうか、一度振
興局のほうとも相談して対処したいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 18番齋藤修市議員。

18番（齋藤修市君） いろいろやらなきゃいけない問題がたくさん山積みになっていると思いま
すけれども、まずはやはり我々一番安全な安心して暮らせるまちと、まちづくりと、そういう観点
から考えますと、確かに行政、広義で見れば、国の政策、県の政策、そして市の施策というふう
にあるわけですが、毎日の生活の中で身近な問題点というものは何とかできるだけ早く、特
に安全にかかわる問題に関しては対処していただきたいというふうに思います。いろんな問題が山
積する中で一つの問題ですが、ひとつ当局も、我々も含めて、このにかほのまちづくり
というのは当然やらなきゃいけないと思いますので、これからもよろしくお願いします。終わりま
す。

議長（竹内睦夫君） これで18番齋藤修市議員の一般質問を終わります。

55分まで休憩します。

午後1時43分 休 憩

午後1時55分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、12番村上次郎議員の一般質問を許します。12番村上次郎議員。

【12番（村上次郎君）登壇】

12番（村上次郎君） 一般質問の通告書に間違いがありましたので、すみませんが、訂正をお願
いしたいと思います。1枚目の2番、下から五、六行目、最初の行ですが、「6月議会の市政報告に、
仁賀保の雇用促進住宅に」の「に」が「仁賀保」の「仁」になってしまっていますので、平仮名に
直してくださるようお願いします。

さきに昨年12月議会での私の一般質問で、広島・長崎への原爆投下、終戦記念日にサイレンの吹
鳴と非核平和宣言都市の看板設置について質問で要請しておりました。そして本年、8月6日8時

15分、9日11時2分、15日正午にそれぞれ大変意義のあるサイレンを吹鳴していただきました。また、非核平和宣言都市の看板は、仁賀保運動公園前の国道7号線沿いに設置していただきました。当局の実行実施に敬意を表します。大変よかったというふうに思っています。

さて、市民の願いなどを受けて、次の3点について質問をします。

一つ目は、原油、穀物、諸物価高騰への対策についてです。

市民の皆さんは、ガソリン初め諸物価高騰に大変不安を感じ悩んでいます。市内のある店屋さんのお話では、「前は同じ種類のお菓子であれば、大きい箱のほうを選んでいました。今は、必ずと言っていいほど小さい箱のほうを選んで買って行く。完全に節約モードだ」とのことです。また、クリーニング屋さんには、「業務用で使う油の値段が2倍になった」と、こんなことも言っています。原油、穀物、諸物価の高騰で家計を引き締めなくてはならない、この冬をどうして越そうかと心配しているのが今の市民の状況ではないかと思えます。

そして、各種資材の高騰により、農業や各種地域産業にもその影響が広がっています。この夏の7月15日は全国漁業協同組合連合会などが、これまでにかつてなかったように全国漁民大会を開いた日です。その同じ日に、政府の「通商白書」というのが閣議で決定されました。白書では、2000年4月と08年4月の国際取引価格を比較しています。それによると、原油が4.4倍、鉄鉱石と石炭が4.9倍、銅が5.2倍高騰し、食べるほうでは、トウモロコシが2.6倍、大豆が2.4倍、小麦が3.4倍、米が4.7倍に高騰している、このようにしています。そして、この白書は、高騰の要因として、一つ目には、アジアなどの新興諸国の需要が急増している。二つ目には、国際金融資本市場から巨額の投機資金・投資資金が商品市場に流れ込んでいることなど、さまざまな要因が挙げられると指摘しています。その上でこう結論づけています。「近年の急激な価格高騰は、二つ目の投機資金・投資資金の流入が大きな役割を果たしていると考えられる」としています。

にかほ市としては、本年1月に臨時議会で原油高騰に対する生活支援対策として、約1,700世帯に対し1万円の商品券を助成しました。該当した市民からは大変喜ばれました。しかし、本年は前年度より物価の上昇も大きくなり、深刻な状況が進行しています。

そこで、一つ目に、原油、諸物価高騰についてどのように考えているかお尋ねします。

二つ目に、市単独では無理ということはわかりますが、考え方としてこの高騰を抑えるためにはどのようにすべきだと考えているかお尋ねします。

三つ目には、市民の生活を守るために、国・県に対して支援策を要請すべきだと思いますが、どうでしょうか。既に部分的に要請していることも承知はしております。国や県は今の経済状況に対して、各種の対策を講じつつあるようですが、さらに市として国・県などの支援策にあわせるほか、独自に支援を行うべきだと思いますが、どうでしょうか。

次、2点目ですが、雇用促進住宅入居者の居住権は守っていくべきではないかという立場で質問します。

6月定例会での市長の市政報告では、にかほの雇用促進住宅について、今年度中に譲渡、あるいは廃止するかの決定をすることになったというふうにあります。政府は、90年代に「行政改革」によって雇用促進住宅を廃止する方向を打ち出し、さらに小泉改革のもとで具体化が加速し、福田

内閣は昨年12月の閣議で計画を前倒しして、売却を民間委託にするなど廃止を促進してきたのが今問題になっているわけです。もし廃止されるとすれば、現在入居している人は、無慈悲にも家を追い出されることとなります。雇用促進住宅へ入居している皆さんは、今回の動きに当惑し困っているようではありますが、入居を続けたいと思っている人が多いと聞いています。

そこで、一つ目ですが、仁賀保の雇用促進住宅は前に黒字経営と聞いていますが、これを廃止、もしくは譲渡する理由はどこにあると考えているか、お尋ねします。

二つ目に、入居者に丁寧に現在の状況を説明すべきだと思いますが、聞くところによると、説明会は持たなかったようです。どうして説明会を持たなかったのか、お尋ねします。

三つ目、アンケート調査をしたようで、先ほどそのまとめが配付されております。結果はどうだったかというのを若干の説明もお願いしたいと思います。

四つ目、雇用促進住宅の所有者である独立行政法人雇用・能力開発機構からどのような申し入れや条件の提示をされているのかお尋ねします。先ほどは市は検討中ということでしたけれども、その検討がどこまで進んでいるかお尋ねします。

現在、雇用促進住宅に入っている人の話では、ふろにシャワーがなくて不便だけれども、交通の便や教育環境もいい。もしここに住まれないことになれば、子供の学校も変わらなければならないということも出てくるのではないかと心配しています。このような声も受けて、入居者の居住権は守るべきだと考えますが、どうでしょうか、お尋ねします。

三つ目ですが、国保の資格証明書の交付をゼロにしていくべきではないかということです。

国保税世帯の資格証明書発行は、1997年の国保法改悪で国が自治体に発行を義務づけられ、2000年から実施ということになってきました。資格証明書になると、御承知のとおり医療機関の窓口で一たん医療費の全額を窓口で支払わなくてはなりません。このため、国保税を納めたくても納めることができない滞納世帯は医者にもかかれぬ、こういう事態になります。にかほ市でも、資格証明書を受けていた人が入院しなくてはならないという事態が出たことがあります。幸い、その事情を聞いた担当のほうで国保の保険証を急遽発行し、治療を受けることができた、このような話も聞いております。

全国的にも資格証明書が発行されているため、受診抑制や治療中断などが起き、深刻な問題となっています。このため、資格証明書の発行を取りやめる自治体が出てきています。さいたま市が2月に発行をやめたほか、広島市は、約8,000世帯に資格証明書を出してきましたが、悪質滞納者だけに限定して発行すると表明し、5月末時点で発行をゼロにしています。長野県松本市では、滞納者全員に面談をし、面会できた世帯の発行は中止しました。6月末現在で面会できていない4件分を残すだけとなっていると聞いております。このほか、千葉県習志野市や東京都板橋区では、昨年からは中学生以下の子供への資格証明書の発行をやめました。宮城県石巻市では、就学前の子供と70から74歳の高齢者には発行していないというふうになっております。

さて、そこで本市としては、資格証明書の発行状況、その内訳や世帯の状況、面接の有無等がどのようにになっているか、お尋ねします。

二つ目、面接できないでいる世帯もあるようです。居所が不明というようなことも前に聞いてお

りますが、その理由はどのようになっているかお尋ねします。

三つ目には、滞納世帯に子供がいる、高齢者がいるなどの条件の検討も含めて、資格証明書の発行はゼロにしていくべきだと思いますが、方策は考えられないかどうか。

以上3点についてお尋ねをします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） それでは、村上議員の御質問にお答えいたします。

初めに、原油などの高騰対策についてでございますが、原油価格の高騰は、石油製品の価格の値上がりだけでなく、穀物、食糧、飼料、原材料などが高騰し、市民生活や企業活動に深刻な影響を与えていることは深く認識をしているところでございます。漁業では、原油高騰により、イカ釣り漁などで出港を断念せざるを得ないような事態も発生していると、そのように伺っております。また、畜産業では、飼料高騰が追い打ちをかけており、また、輸送業等においても、経費の中で燃料費が多くを占めるにもかかわらず、その経費を転嫁できないために、経営状態はさらに悪化していると、そのようにも伺っております。また、石油製品や食品価格、それに生活必需品の価格上昇が国民生活を圧迫しており、生活防衛意識がさらに高まっているものと考えているところでございます。こうしたことは内需などに大きな影響を与えまして、日本経済の悪化によって雇用などにも悪影響を与えるのではないかなというふうな心配をしているところでございます。

この原油高騰を抑えるためにどうすべきかとの御質問でございますが、大変難しい問題でございます。まずは国において世界の消費国と協調しながら、値下がりにつながるような対策を講じていただくことが必要だと思います。現在、国の施策では、国際原油市場安定に向けて、国際連携を積極的に働きかけていくこと、また、抜本的な対策として、化石燃料への依存度を断ち切り、低炭素社会の実現と省エネルギーや再生可能なエネルギーの開発・導入への取り組みを考えているところでございます。

いずれにしましても、省エネ、脱石油の技術開発、自然エネルギーへのシフトの加速など、石油への依存度を少なくするための対策、あるいは地産地消、食料自給率を高める対策なども含めまして、国を挙げて、あるいは国民的な総意の中で取り組む必要があるのではないかなと、そのように考えているところでございます。

次に、国県に対する支援策の要請でございますが、全国市長会では、昨年来、原油価格高騰対策を要望してまいりましたが、さらに積極的な対策を早急に講ずることが強く求められていることから、ことしの8月8日、政府・与党に対して、原油価格高騰対策の充実を求める緊急要望書を提出したところでございます。その要望事項は、一つとしては、農林水産業、製造業、輸送業等の経営安定を図るために、産業用油類の価格安定対策を講じるとともに、即効性のある新たな補てん措置の導入や、融資措置等の充実・強化を図ることでございます。二つ目としては、灯油やガソリンを初めとする生活関連石油製品の安定供給の確保及び価格の安定を図ることについてでございます。三つ目として、地方自治体が自主的にきめ細かな支援制度を実施する場合は、原油高騰対策への財政的支援について、確実に速やかに措置をすることでございます。四つ目としては、社会福祉施設

運営などの行政コスト、これについては ー 行政でそういう施設を運営している場合がございますが ー 原油価格高騰に伴い急激な財政負担が生じておりますので、必要な財政措置を講ずることの四つの事項を緊急要望したところでございます。

次に、市独自の支援ということでございますが、政府・与党では、本年6月26日、原油等高騰に関する緊急対策関係閣僚会議を開き、その対策の主要項目などを決めております。そのうち国民生活への支援策としては、一つとしては、生活困窮者に対する灯油等の購入費の助成、二つ目として、社会福祉法人等に対する福祉ガソリン支援、三つ目として、学校給食に係る保護者負担の軽減、四つ目として、福祉施設公衆浴場に対する助成といった、地方自治体が自主的に実施する対策に対して、特別交付税措置による財政支援を行うこととしております。

この対策費の補正予算については、9月召集予定の臨時国会に提出される見込みでありましたが、福田首相の辞任によりまして環境が大きく変わってきております。大変心配をしているところでございます。市としては、引き続き国の動向、あるいは県や他市町村の施策などを慎重に見きわめながら対策などを講じてまいりたいと考えているところでございます。

次に、雇用促進住宅についてでございます。雇用促進住宅仁賀保宿舍の譲渡・廃止は、平成19年12月に閣議決定された独立行政法人整理合理化計画によって、雇用・能力開発機構の廃止が早まり、20年度中に譲渡・廃止の決定を行うものになったものでございます。このことについては、雇用・能力開発機構側から譲渡の打診があった時点で、平成19年10月に開催の全員協議会や、6月定例議会において経緯を報告いたしました。その際、各種調査を実施しながら議会と相談し方針を決定したいというふうに説明をしてきたところでございます。

住宅の事業廃止理由でございますが、平成17年の規制改革・民間開放推進会議の二次答申や、同年における閣議決定では、民間事業者等の知見やノウハウを活用しながら、諸収益の最大化を図りつつ、入居者がいることを踏まえた上で、できるだけ早期に事業を廃止するとされております。入居者に対する説明については、これまで機構が具体的な時期は明示しておりませんが、事業廃止の意向を通知によって周知しているようでございます。市においては、買い受けて住宅事業を引き継ぐのかどうかの方針を決めるために、建物の調査や入居者の意向調査を実施している段階でありますので、入居者に対する説明はある程度方針が固まった段階で行うべきものと考えております。したがって、機構との協議や内部協議を経て、ある程度の方向性が定まった後に議会からの同意を得ながら、入居者への説明会を開催したいと思っております。

次に、アンケートの調査結果であります。今回の調査は入居に対する現在の考え方と今後の計画等についてお聞きしたもので、7月中旬、にかほ市が実施しております。実施に当たっては、機構側とアンケートの可否や調査内容、どこがアンケートの実施主体になるのかについて協議し、その上で今回の形態による実施になったものでございます。調査結果については、配付している資料を見ていただきたいと思います。後で担当の部長から詳細に説明をしたいと思います。

この住宅は全部で80戸、入居できるのは79戸でございますが、現在61世帯が入居しておりますので、61世帯に対して調査用紙を配布し、41世帯からの回答を得ております。そのうち28世帯が現状の設備、環境の中で今後とも住みたいと思っていると回答されております。また、自由記入を

含めて、資料のことですが、個人が特定されるものを除き7件を原文のまま記載しております。いずれも現状の継続を望むものでございました。

雇用・能力開発機構からは、昨年9月に、譲渡についての一般的な説明を受けておりましたが、その後の今年2月に、平成19年12月閣議決定の独立行政法人整理合理化計画を受けた譲渡廃止時期の通知がございました。これにより譲渡に係るにかほ市の回答期限は、平成20年度末とされております。本年4月には、機構本省と直接の協議が行われ、機構側からは譲渡価格として6,000万円が提示されております。その後、提示額が5,100万円に引き下げられまして、現在に至っているところでございます。

入居者の居住に係る権利の保障については、廃止して解体する場合には、機構側がしっかりとした対応をすることになりますが、入居者の半数以上が当分の居住を希望していることから、これにこたえていくことができるかどうかを、今さまざまな角度から検討をしているところでございます。御承知のように、この建物は昭和54年に建築し、築30年近くを経過しております。また、想定外の維持修繕費等の発生やエレベーターなどのバリアフリーを主体とした設備が不完全なことから、これからの住宅ニーズにはマッチしないこともありますので、入居世帯の減少等々、リスクについても検証を加えた上で議会と相談しながら方向づけをしてまいりたいと思っております。

次に、国保の資格証明書についてでございます。国民健康保険は相互扶助に基づいて成り立っている社会保険制度でありますので、この基本を加入者の皆さんにはしっかりと理解していただくことが必要であると思っております。市としても、できるだけ資格証明書を交付することのないように相談に応じているところでございますので、困った場合にはまずは相談していただくことをお願いしたいと思っております。

なお、資格証明書の発行状況については、担当部長がお答えいたします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

産業部長（伊藤賢二君） それでは、雇用促進住宅の入居に関する調査結果について若干説明させていただきます。

資料にお配りしました、ここの雇用促進住宅につきましては、現在、戸数が80戸あります。そのうち入居可能戸数というのが79戸であります。ことしの7月11日現在で入居戸数が61戸ということで、アンケートの配付を61戸に配付しました。このうち回答戸数が41戸で、回答率67.2%となっております。

この問いにつきましては、「計画等をお知らせください」ということで、このように回答をいただいております。「現状の設備・環境の中で今後とも住みたいと思っている」ということで28件。「10年以内で他の入居施設へ移りたいと考えている」、9戸であります。「現在、他の市町村に転出を考えている」というのが2戸。「市内での転居を考えている」というのが2戸です。

その下の意見等であります。一部を原文そのまま記載とありますが、この中にはアンケートをいただきましたけれども、このどのような形の中でというアンケートの内容を見ますと、入居されている方が特定されるアンケートということもありましたので、この点につきましては、特定されるということでプライバシーの問題もありまして載せておりません。以外は原文のまま載せてお

ります。プライバシーというのはやはりその中でこの家族というところが特定されるということで載せておりませんでした。この方々についても、このままにかほ市で運営してほしいというアンケート結果でありました。意見等につきましてはお読みいただきたいと思います。以上です。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市民部長。

市民部長（齋藤隆一君） 国保の資格証明書に関する御質問にお答えいたします。

資格証明書の発行状況でございますが、平成 19 年 10 月 1 日時点では 31 世帯、55 名でございましたけれども、資格喪失などによりまして、平成 20 年 7 月 1 日現在では 23 世帯、35 名となっております。23 世帯のうち老人の単身世帯が 1 世帯、一般の単身世帯が 6 世帯、他の 16 世帯は普通の世帯構成となっております。35 名のうち就学前の子供が 2 名、小学生がゼロ、中学生が 2 名、65 歳以上の高齢者が 3 名、その他が 28 名となっておりますけれども、常時医療が必要と思われまして就学前の子供 2 名と入院加療中の 2 名に対しましては便宜的に短期証を交付して配慮いたしているところでございます。資格証明書を交付しておりますこれらの世帯につきましては、3 ヶ月ごとに開催しております国保被保険者証返還等審査委員会などによりまして、世帯の状況変化などの把握を行っておりますし、個別訪問による納税相談などを実施いたしまして、計画納付や分納をお願いしているところでございますが、どうしても相互扶助の制度を理解していただけなかったり、納税に応じただけなかった場合には、やむを得ず資格証明書の発行を行っているものでございます。接触も相談もできない世帯は 23 世帯のうち 1 世帯、1 名となっております。所在不明の状態でございます。戸別訪問をしても会えない状態が続いております。

国保税の滞納者には、生活実態なども勘案しながら、計画的な納付や分納に応じてくださるようお願いをして、できる限り資格証から短期証に切りかえ変更するようになっているところでございます。

また、医師へのかかりが頻繁と思われまして子供や、万が一、病気になったときなどには、資格証から短期証に切りかえまして、治療を受けやすくするような配慮もいたしております。資格証明書の発行がゼロに近づきますように、国保税の計画的な納付や分納のお願いをしながら、引き続き努力をしてみたいと思っております。

議長（竹内睦夫君） 12 番村上次郎議員。

12 番（村上次郎君） 最初に、原油、諸物価高騰への対策について再質問します。

市長の答弁の中に全国市長会で 8 月 8 日に緊急要請したというふうなことがありましたが、それはそれで大変いいことだというふうに思って私も把握しておりました。ところで、どのようにすべきかということについて、政府の見解でも、これは投機・投資、これがかなりの部分を占めるというふうに言われているわけですが、その点については、市長のお考えはどのようなのか、答弁いただいていない部分だったと思いますので、その点についてひとつお尋ねします。

それから、もう一つは、緊急支援、総務省の自治行政局の指示があって、それが 6 月に来たということですので、市としては、確かに国会の動きとか、時期的な問題もあって踏み込めない、そういうことがあるということはあるんですが、でも、もうすぐ冬になるわけですから、市として独自、あるいは昨年のように灯油の助成等、そういう具体的なことを考えて、検討したかしないか、

考えたか考えなかったか、その点について、二つお尋ねします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 原油高騰に対する投資、投機、大変大きな問題で、私からどうのこうのというふうな形で答弁できるものではないのではないかと。現状がこういう形でありますから、何とかそういう大きいお金が投機の形でなくて、いろんな、何と申しましょうか、こういう形を一刻も早く回避できるような形の投資であってほしいなというふうに思います。

支援策について考えたかという御質問でございますが、やはり何かはしなければならぬだろうというふうなことはいろいろ話し合いを進めております。ただ、政府・与党でも、定額減税とか、あるいは低所得者への年金の上積みとか、いろいろ今、国のレベルで話し合いが行われておりますので、そうしたことを見きわめながら、じゃ市としてどういうことができるのか、これからの課題だと思っております。

議長（竹内睦夫君） 12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） 投機・投資の金の動きなんですが、これはやはり先ほども言いましたように、市単独でどうこうということではないわけですが、例えば、この後、全国市長会では、当面の緊急要請しているわけですが、その大もとを押さえなければ、これがどこまでも続くという懸念があるわけです。「通商白書」でもそのことを指摘しているわけですから、こういう大もとを押さえながら、そして必要な対策はしていくということになれば、いつまでもこの問題が片づかないのではないかとというふうに思うわけです。世界的にも、国連貿易開発会議での報告書で、「投機を押さえ込む厳格な規制が重要な措置になり得る」などといって、世界的にもこの問題が取り上げられつつあるわけです。サミットなんかでも、本来であれば議長国である日本の代表、福田首相がこの投機に対しても積極的な提言などをすることも期待されたんですが、その点が少しあいまいな形になっているというふうなところですので、今後、問題が生じた場合は根本にメスを入れるということも念頭に置いていただければいいのではないかと思いますので、その点についてもう一つお尋ねします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 投機のマネーは日本の国家予算の何倍もあるような金が動いているわけでございます。そうしたことにならないような形の中で、国レベルでこれは対策を講じていくべきものだと思っております。そういう機会があれば、市長会等々で話題にしていきたいと思っております。

議長（竹内睦夫君） 12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） 独自支援に関連してもう一つ質問します。

総務省の自治行政局で出した6月26日付の指示通知では、先ほど市長も話をしたように、生活困窮者等に対するいろいろな助成を検討ということになっているわけですので、これは特別交付税措置で、前年もそうですが、2分の1を助成すると、交付税算入するというふうなこともありましたので、これから12月議会を目指すということになるかと思っておりますので、国、県の施策、これを実施していくということは当然取り入れることができると思うんですが、市独自でも検討できないかど

うか。昨年の生活支援のために商品券で出すというふうなやり方は大変全県的にもユニークな、しかも金額的にもかなり評価できる内容ではなかったかというふうに思うわけです。そういう点を含めて、市独自の措置も検討に加えていけるかどうか、その点についてお尋ねします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 昨年の状況とはまたさらに厳しくはなっていることは認識しております。今、国のほうで定額減税、これがどのくらいになるのか、あるいは定額減税の恩恵を受けられない年金関係の低所得者と申しますか、こういう方々にどの程度の年金の上乗せをするのか、このあたりを見きわめながら、よく検討をしてみたいと思っております。

議長（竹内睦夫君） 12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） 次に、雇用促進住宅についてお尋ねします。まず、最初の質問ですが、アンケート結果、これをどのように評価しているのか、どのように受けとめているのかということの一つをお尋ねします。

次に、今回の事態が生じたのは、これは全く市の責任ではないわけで、一方的に開発機構のほうで譲渡か、あるいは廃止かというふうに言ってきたわけなので、この辺の問題が一番だというふうに思います。もしこれが壊されるというふうなことになる、居住者が行きどころがなくなると、こういう心配も出てくるわけです。借地借家法という場合でも、建物の使用を必要とする事情など、それこそ正統な理由がなければ、立ち退かせるということとはできないわけですから、本来であれば、厚労省、そして、この開発機構が責任を持って居住者を守るということが本来の姿だと思うんですが、それがなされていない。この辺が一番の問題だと思うわけです。しかも、これが政府の規制改革・民間開放推進会議などの答申では、民間にこれを — 研究発表したところが三菱総合研究所などというところなんです、これは民間に8割くらい売ってしまうというふうな内容も伝えられているわけです。全く居住者を無視した、そして、民間にもうけさせる、民間の食べ物にさせる、こういう内容も含んでいるわけですから、大変な状況ではないかというふうに思います。そこで、先ほど話しましたように、アンケートの受けとめ方、そして、さらに具体的には売却金額も何か、払い下げ金額も出たようですが、この金額をどういうふうに受けとめているのか、そして、これは、この後もし引き受けるとすれば、老朽化も進んでいますし、修理・管理、これにも相当な金額が必要で、市の重荷にならないか、こういうことも懸念されるわけです。居住者の権利を守るということも当然前提になるわけですが、そういう経済的な問題も当然絡むわけで、その点についてアンケート結果の判断、受けとめ方、それから譲渡金額、それから維持管理費などについても検討がされているようであれば、お知らせ願いたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） アンケート調査結果については、入居されている20戸の方、20世帯の方からは回答がないわけですが、思ったよりこの場所に住みたいなという結果だなというふうな受けとめております。それに対して我々がどうこたえていくことができるかどうかということとを今、検討しているわけです。先ほど申し上げましたように、建物も30年近くなっております。仮にこれを払い下げを受けて、10年、仮にこれをやりましょと、10年だけはやりましょ、ある

いは15年になるのか、今、検討段階ですけれども、そうした形の中で、いろいろな維持管理経費がどのくらいかかって、そして、それを廃止したときには、この建物を解体するのにどのくらいのお金がかかって、その上で家賃収入がどのくらい、そして、更地にした場合には、例えばデベロッパーから宅地分譲という形の中で開発したときにはこのくらいの形で売れて、市としての代金もこのくらいになるのではないかなというふうな予測を立てながら、将来的なメリットやデメリット、こういうことをしながら今検討を加えているところでございます。そういうことで、価格5,600万円という提示されましたけれども、もう少し安くならないかなというのが本音でございます。失礼、5,100万円です。

議長（竹内睦夫君） 12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） これ今、ここでこういう問題になっていますが、全国的に見ると、こういう建物が1,517棟、そして廃止するというのが784、県内では25棟あって、廃止が19と、こういうふうになっていて、にかほの場合は、まだ入居希望があれば受け付けをするというのが去年までの段階でした。しかし、去年までいた管理人を引き払って、管理人を兼職にするというので、去年まで常駐していた管理人がいなくて、週1回ぐらい通ってくると。周辺の敷地内の草がぼうぼう生えてきても、管理人がこれまではきれいにやっていたものが、今度は簡単にはできないというので、だれか居住者がボランティアでやってくれないかというようなことまで後退しているわけです。こういう中でも居住していきたいという希望者が結構あるわけで、で、居住者の中には、やはりアンケートを、直接一人一人に来る前に、こういう事情でアンケートをとるんだということを説明してほしいかということがあって、自治会では、アンケートを自治会で取りまとめて返しますよと、こんな動きまであったし、また、市に対する要望も出しているわけです。ですから、そういう点は受けとめながら、何とか居住者の条件を守っていくという立場に立てればいいのではないかなというふうに思います。

そして、実は、全国的な問題なものですから、共産党の国会議員団が雇用促進住宅について厚労省に交渉しました。これは8月26日です。それで、結論を言うと、舛添厚労大臣は、「入居者の声を聞いて、説明会をきちんと開いて、一方的な形で入居者を退去させることはないよう、大臣として指示をしたい。御高齢だったり、身体障害があったり、困っている人の声を聞き、よく説明をし、手を差し伸べて対応するよう指示します」というふうに語っているという状況ですので、市長は、居住者のアンケートの受けとめ方も何とかしていきたいという考えのようですから、今の答弁も受けとめながら、何とか居住者の希望を生かせるようにしていきたいと思いますので、この件について最後の質問にさせてもらいたいと思います。市長、お願いします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） いろいろな事項について検討を加えなければなりませんけれども、私としては、できればこうした方々の思いにこたえていきたいものだなというふうに思いますし、また、こういう価格についても、あの建物を私のほうでいろいろ調査した段階では、解体するには2億円くらいかかります。ですから、もう少し価格を安くできないものかなというふうな、これからの交渉次第でもありますけれども、そういうことを踏まえながら、いろいろ検討してまいりたいと思っ

ています。

議長（竹内睦夫君） 12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） 今の件は、市長の検討を待っていきたいというふうに思います。

最後に、国保の資格証の問題について再質問させてもらいたいと思います。前から見ると、少し資格証明書の発行世帯、人数が少なくなっているのは、それだけ大変な負担を感じながらも頑張って国保税を納める、何らかの形で頑張って納めているという姿でもあるかと思うわけです。で、この中に悪質とも思われる資格証明書の発行者がいるのかどうかということと、資格証明書を出すときに、先ほど、病院に行かなければいけない、病気のときには短期証に切りかえるという話があったんですが、資格証明書を渡すときに、どういう場合は短期に切りかえることもあるからというようなことを付して渡しているのかどうか、その2点についてお尋ねします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市民部長。

市民部長（齋藤隆一君） お答えします。

先ほどお答えしましたように、計画的な納付とか分納に応じてくださるような方については、できる限り資格証明書から短期証に切りかえをしているわけです。したがって、今現在、まだ資格証明書を交付している世帯につきましては、そうですね、何もしないほうが、資格証を交付しないほうが正義に反するというようなものについて資格証明書を交付しているというぐあいに私どもは考えております。したがって、悪質かどうかということですが、私どもの言葉にすれば、悪質であるからこそ資格証明書を交付しております。

資格証明書を交付する場合には、当然、少しでも計画的な納付、あるいは分納をしてくだされれば、短期証にはいつでも切りかえますので、何とか納めてくれるようにというぐあいの願いは当然しております。

当然、先ほど市長もお答えしましたとおり、何でも事情がありましたら、私どものほうに相談していただければ、どのような相談にも応じます。したがって、病気になった、ないしは急に医者にかからなければいけないような状況になったというような相談があれば、その時点で私どもは短期に切りかえたり、便宜を図っているわけです。私どもに相談にも来てもらえない、何も、どのような説明をしてもとにかく応答してもらえないというような方についてだけ、今現在、資格証明書を交付しているということでございます。

議長（竹内睦夫君） 12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） 資格証明書を配付するときに、文書で、病気になったとき、あるいは入院しなければいけなくなったときは連絡くださいというふうに、文書でそういう内容のことが書いているかどうかというのを一つお尋ねします。

もう一つは、中学生2名の子供のいる世帯にも資格証明書が出ているということですが、この件に限らないですけれども、例えば状況を見ながら、別の制度、例えば生活保護を紹介するとか、あるいは教育扶助をもらえるようにするとか、そういうふうにして救済をするというふうな例が、紹介しながらあったのかどうか、その2点お願いします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市民部長。

市民部長（齋藤隆一君） 文書の中に、もし病気になったらすぐ資格から短期に切りかえますという、そういう文言は書いてございません。書いてあれば、資格証明書というものの効力といいですか、が何もなくなるわけです。いずれ、短期であっても資格であっても、自分が医者にかかるときには、とにかく市役所に行って声をかければ、とにかく何であっても医療だけは受けられるというような状況では、私どもの立場からすると大変困ります。ということでございます。

それから、生活保護等との関係でございますが、それは当然、戸別訪問、納税相談の段階で、生活保護の相談をしたほうがいいのでないかというような生活状況にある世帯については当然その時点で、このような制度もありますよというそういう指導は当然のことながらしております。

議長（竹内睦夫君） 12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） 答弁漏れ、ちょっとあります。生保以外に、就学援助の関係。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市民部長。

市民部長（齋藤隆一君） 特別この中学生の2名につきまして、就学援助の相談という — 当然生活保護と同じように、納税相談、ないしは訪問したときにはいろいろなこういう制度がありますよという、そういう話はやりとりの中で出てまいります。したがって、当然そのような指導も行っているところでございます。

議長（竹内睦夫君） 12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） 厚労省で今、9月15日現在、資格証明書を発行した世帯数、その世帯にいる乳幼児、小学生、中学生の人数を調べているということがありますが、そして、30日締め切りのようです。それで、その関係の調査依頼があつて、それにあわせて調査をしているかどうか、そのことがわかったら、お知らせ願いたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市民部長。

市民部長（齋藤隆一君） その文書、まだ事務段階で確認していないそうです。

議長（竹内睦夫君） 12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） 担当のほうでもいろいろ苦労しながら、何とか資格証明書から短期保険証に切りかえていく、あるいは、資格証明書であっても、どうしても困難な場合は医療機関に行けるような、難儀をしないような配慮をされているようですが、これが資格証明書が減っていく見通し、そして、働きかけにもよるし、まあ全体の負担の問題と、それから各種税金もあるわけですから、そういうので大変難儀だと思うんですが、その見通しなどがありましたら、質問して、最後にします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市民部長。

市民部長（齋藤隆一君） 今後の見通しでございますが、私どもといたしましては、引き続き計画的な納付ないしは分納をお願いして、短期証、資格の発行がなるだけゼロになるように努力することしか、今の時点では申し上げられません。

【12番（村上次郎君）「終わります」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） これで12番村上次郎議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

午後 2 時 53 分 散 会